

支援

D

専門家派遣 (建物の除却や建替えを想定している方へ)



建替え等を検討されている老朽建築物やその土地を所有している**個人の方**で、建築条件や権利関係等のお困りごとの相談を受けるために弁護士や建築士等の専門家を**区が無料**で派遣します。

派遣可能な対象者

- 不燃化特区内の老朽建築物の所有者
- 不燃化特区内の老朽建築物がある土地の所有権を有する個人

派遣する専門家の例

- 弁護士
- 一級建築士
- 不動産鑑定士
- 税理士
- ファイナンシャルプランナー

※相談内容により、派遣する専門家は異なります。1回の申請につき、1人の専門家になります。

相談時間

1回につき、2時間程度

助成の流れ

申請に必要な書類

申請の
タイミング

事前相談



申請者

目黒区

専門家派遣申請書の提出

専門家の決定

区がいただいた相談内容により、専門家に派遣の依頼を行います。

派遣の決定

相談日程調整

相談者と専門家で、相談日を決定してください。

専門家の派遣

区より相談日に専門家を派遣します。

相談

- ☐ 専門家派遣申請書(様式はHPへ)
- ☐ 登記簿謄本(土地・建物)
→所有権および建物の建築年次が確認できるもの
- ☐ 相談内容を確認できる書類
- ☐ 委任状(代理人が申請する場合)
- ☐ その他区長が必要と認める書類

おおよそ、申請書を提出いただいてから、相談まで**1カ月程度**かかります。
余裕をもって、事前相談してください。

申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご相談ください。

各種様式
不燃化特区制度
区Webページ



1